

平成22年

夏の交通安全県民運動実施要綱

実施期間 7月11日（日）から7月20日（火）までの10日間

目的 この運動は、県民一人ひとりが、自らの交通安全に関する意識を高め、交通ルールの遵守と交通マナーの実践に努めることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

スローガン 安全は 自ら うちから 地域から

- 運動の重点
- 1 子どもと高齢者の交通事故防止
 - 2 自転車の安全利用の推進
 - 3 飲酒運転の根絶
 - 4 各市町交通安全対策協議会等が決定する事項



統一主要行事

行事名	実施日	内容
事前街頭指導・広報の日	7月9日 (金)	本運動の開始を広報するとともに、街頭における交通指導を行い、期間中行われる各種活動の取組意識を高める。
子どもと高齢者の交通事故防止の日	7月13日 (火)	子どもや高齢者を対象とした交通安全講習会の開催や高齢者宅訪問指導等の強化、一般ドライバーに対し、子どもや高齢者の保護についての広報を強化する。
飲酒運転根絶推進の日	7月16日 (金)	道路交通法改正後の飲酒運転に対する県民への周知状況を確認するとともに、繁華街における街頭活動や飲食店に運転者へのアルコール類の提供禁止を求める活動を展開する。

《運動の重点》

1 子どもと高齢者の交通事故防止

(1) 子どもの交通事故防止

ア 各機関・団体共通

(ア) 街頭における幼児・児童が乗る自転車等に対する交通安全指導の実施

(イ) 通園・通学路、公園付近等における交通安全点検の実施

(ウ) のぼり旗等を利用した街頭キャンペーンや啓発活動の実施

イ 保育園、幼稚園、小学校関係

(ア) 幼児・児童の乗車用ヘルメット着用指導

(イ) 幼児二人同乗用自転車の安全利用の促進

(2) 高齢者の交通事故防止

各機関・団体共通

ア 高齢者が運転する自転車等に対する交通安全指導の実施

イ 高齢運転者標識（高齢者マーク）表示車両への思いやり・いたわり運転の実践

ウ 夕暮れ時から夜間における外出時の明るい色の服装や反射材用品の着用

エ 高齢者を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育の実施



<自転車安全利用五則>

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

2 車道は左側を通行

3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

4 安全ルールを守る

○飲酒運転・二人乗り・並進の禁止

○夜間はライトを点灯

○交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

5 子どもはヘルメットを着用

2 自転車の安全利用の推進

各機関・団体共通

ア 「自転車安全利用五則」を活用した自転車利用者に対する交通ルール・マナーの周知

イ 静岡県道路交通法施行細則に規定された運転者の遵守事項に基づく交通指導と広報啓発活動の推進

ウ LED、自動点灯ライトや反射材等備えた安全性の高い自転車の利用促進と定期的な点検の励行の呼び掛け

エ 各種自転車保険加入に向けた活動の推進



ママ！
夏の運動が始まるね

3 飲酒運転の根絶

(1) 各機関・団体共通

ア 飲酒運転にかかる危険性・悪質性の認識、「二日酔い」での飲酒運転など、具体的な知識を伝える交通安全教育の実施や飲酒運転根絶気運の醸成

イ 道路交通法改正後の周知状況を確認し、継続的な「飲酒運転の根絶」の広報・啓発の実施

ウ アルコールチェッカー等を活用した飲酒運転の未然防止

エ 各種機会を捉えた飲酒運転根絶の呼びかけ

(2) 企業・飲食店関係

ア ポスター等各種広報媒体を活用した、飲酒運転をさせない環境づくりの促進

イ 運転者への酒類提供禁止の徹底



4 各市町交通安全対策協議会等が決定する事項

各市町における交通事故発生状況等の特徴を踏まえた、地域の実態に即した具体的な諸対策の実施